年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年9月 24 日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　0件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　0件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　　1件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　1件

（3）年金記録の訂正請求を却下としたもの　　0件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　0件

厚生局受付番号　：　近畿（受）第2600230号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第2600055号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和37年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　昭和53年７月20日から昭和56年９月１日まで

私はＡ社に正社員として勤務していた当時、定時制高校に通学しており、入社後２か月ほど経過した頃に同社の寮へ入居し、高校を卒業してからも、昭和56年８月末まで勤務していた。

しかしながら、年金記録では、Ａ社での厚生年金保険の被保険者期間が昭和53年５月４日から同年７月20日までの２か月とされており、実際の勤務期間と一致しない。給与明細は残っていないものの、当時は給与から厚生年金保険料が差し引かれていた記憶があるため、調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、請求対象事業所に勤務又は在籍し、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたことが認められた上で、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

一方、請求者は、昭和56年８月末までＡ社に勤務していた旨主張しているところ、同社の請求期間当時の事業主は既に亡くなっている上、同社は、請求期間当時に係る資料を保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、オンライン記録において、請求期間にＡ社における厚生年金保険の被保険者記録がある複数の元従業員に照会したところ、当該照会に回答した者のうちの二人は、いずれも請求者を記憶している旨回答及び陳述しているものの、請求者の退職時期については不明であるとしている上、このうちの一人は、請求者は同社に勤務していた時に正社員からアルバイトに変わった旨陳述しており、請求期間における請求者の具体的な勤務実態を確認することができない。

さらに、Ａ社に係る健康保険・厚生年金保険適用事業所名簿によると、請求者が昭和53年８月に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。